

3. どのような対応・支援を不十分／不適切と感じたか

【警察の不十分な対応】

✓ 当時は遺体処置が不十分だった

この方は、10年ほど前に妻がトレーラーにひき潰され即死という被害にあいました。警察の霊安室でご遺体に対面されたときのことをつぎのように表現しています。ご遺体の処置や遺族が対面する際には特別な配慮が必要です。

「当時は、今はずいぶん良くなったと警察からは聞いているんですが。検死医が修復した状態がこう、ブラックジャックみたいに黒くて太い糸で縫合されてたんですね。・・（中略）

・・ 当時気になったのは、修復してからのほうがいいですよって言われたんで、ものになっちゃったんだなってそのときは感じましたね。」(T4)

✓ 遺体を引き取りに行ったときの警察の連絡不足

つぎの方は、遺体を引き取りに警察署に行ったときのことを思い出してつぎのように語っています。遺族がどんな思いで警察署に足を運んでいるのか、警察は担当部署と連絡を密にするなど細心の配慮を払う必要があります。

「受付に遺体を取りに来てくださって言われ受付の人にも会わなきゃならない。そのときに警察って行けば分かるんですけど、ものすごい高圧的なんです。何しに来たのみたいな感じなんですね。何しに来たって、息子の遺体を引き取りに来ましたっていう、そういうときに、おまえ何の用だよみたいな1つの対応も、もう何かこう傷つくしね。」

「（警察からは）遺体取りに、何時に取り来てくれと。それでそこから一生懸命葬儀屋さん探して行って遺体取りに行ったときに、受付は分かんないですよ、何しに来たか分かんない。それでこれこれこうですと言うと、何か変なとこ通されて待たされて、係の人来ましたけどね。そのときもいろいろ言われましたね。」(T2)

✓ 警察段階での説明不足：事件直後の遺族の混乱状態が理解できていない

警察は事故後捜査段階で、遺族に対して支援にかんする情報を提供しますが、遺族は大きな打撃を受け混乱状態が続いており、情報が把握できていない場合が多いようです。つぎの語りから支援についてのパンフレット等を渡すだけでは不十分なことがよく分かります。遺族の心身状態をよく観察し、必要な情報を丁寧に、複数回伝えていくことが必要です。

「（事情聴取のあと警察から被害者支援についてのパンフレットを渡されたが）私も精神的にも非常に不安定やったんで、「ああ、分かりました。分かりました」って、何か言うもったんやと思うんですけども、それを受け取るだけで、「どうしたらええんやろうかな」というふうなところをほんまに悩んでたというか、困ってたんですけども。」(T8)

「（事故後の支援は）何もありませんよ。死亡届出したり、警察のほうも調書取りに行ったけど、来たのは被害にあったときに警察から。センターとか、その他支援とかのリーフレットみたいなのか来るけど、それを見ても何が何だ

か分かんないし、どんなもんだか分かんないんで、こちらからは連絡しなかったですね。そのまま裁判に突入しました。」(T4)

「(警察の)被害者の担当の女の方がパンフレットを置いていってくださって、でも、私は全然そういうところに行こうという気持ちは全く、当時はなかったの、資料を読む気持ちにもなれなかったし、だから、どうやってセンターとつながったのか・・・」(T1)

✓ 捜査が不十分だと感じた:遺族には高圧的と感じられる態度だった

この方は、自転車通学中の息子をトラックの側面に巻き込まれるという事故で亡くされました。「わかりにくい」事故だったために、警察に都合のよい形の捜査が進められたように感じ、警察の捜査に不信感を抱きます。センターによる支援を得て、長期間かかって略式起訴となりました。

「その後、事故から、そうですね、本当に詳しいことが分かったのは、相手が起訴されて刑事記録を見るまでかなり歪曲したといいますが、警察の都合のいい捜査で進めて、われわれには説明がなかったということです。そこでわれわれは、特に妻もそうなんですけども、妻と私がかかなりその経緯で苦しめられたといいますが、警察がちゃんとしたこと教えてくれないということと、加害者に対するいろんなことが今でもこう引っ掛かってますね。結論からいくと、・・・(支援センターが働きかけてくれて)・・・(中略) あることがきっかけになって警察がもう一回捜査をやり直して、略式ですけども起訴まで持ってたっていう、そういう経緯がありますね。」「なんで略式起訴になったかということ、被害者支援都民センターが類似の判例を持ってたんです。判例なんてめちゃめっちゃあるんで弁護士でも探すの大変だっていう判例があった、たまたま類似判例があって、それを情報提供したんですね。そうするとそれとの、彼らはもう本当に役人ですからバランスしか考えない。これが有罪になってこれが無罪だっておかしいだろうって話になるんで、急遽くるって手の平変わりましたね、それを受けて・・・(略式起訴となった)」(T2)

【検察の説明不足】

✓ 検察に対する不信感

上記の「わかりにくい」事故だったと語った方は、検察から当初不起訴前提の話を長々され苦しい思いをしたことをつぎのように語っています。

「検察がもっと駄目ですね。検察はよく正義っていうのをちょっとイメージしてるんですけどまったくそれはなく。交通事故ってよっぽどのがない限り副検事がやるんです。・・・副検事ってのは必ず検事がいて、その下にいる。(中略)・・・多分副検事は、これは不起訴にしろと言われたんだと思いますね。だからもう不起訴前提の話をずっとしてました。われわれ、5時間ぐらいいたんですけど。検事と話してるというよりも、要するに向こう(加害者)の弁護士と話してる感じですね。」(T2)

✓ 裁判の結果と被害者の権利についての説明不足

「手紙で、今回の件に関しては、不起訴というか、刑罰的なことは先ほど言った免停と免職だけで済ませますと。不服があれば、申し立てをして裁判にしてくださいみたいな文言は書いてあったんですけど、裁判にしたらどうなるの?って。覆されるの?って。実際どんなふうにしてというようなことは、何一つ教えてくださらなかったの、私たち

のやりようがなかったというのが。今だったらいろんなこと調べて、今ネットでも出ますよね。でも、携帯電話のガラの時代だったので、どこに何を聞けばいいかも分からなければ、実際いろんなお電話はもちろんもらうんです。うちでどうですかとか、弁護士がどうこうというのはもらうんだけど、何を信じていいかも分からないし、どこが正解なのかも分からない。そういうのもどうにかしてほしいなと実際思いますね。」(T9)

✓ 求刑についての説明不足:

「確かに居眠り運転は危険運転に当たらないというのは、当時、言われてはいたんですけど。4年半が精いっぱいでしたというふうに検察の方に言われたんですけど、何をもってして4年半の求刑なのかなというところの説明がちゃんとしてなくて。過失とはいえ、2人亡くなっているんだから、もっと長くてもいいんじゃないかと。今よりいろんな罰則が緩かったので、10年ぐらい前は、あれなんでしょけども。」(T6)

【センターの不十分な対応】

センターについては、前述したように、適切な支援が得られたという声が多く寄せられましたが、つぎのような発言もありました。情報提供の不備については2010年前後に被害にあった遺族の声です。地域による差があったのかもしれませんが、遺族の個々の状況に合わせた支援の必要性が示されています。

✓ 情報提供が不十分だった

「(センターの人が)うちにも来たことがあるんですが、何かあったらということで名刺はいただいていた、それで、兄(被害者の父親)は電話したのかちょっと分かんないですけど、私が一番動けるだろうと思って2~3回行ったんですけど、ちょっとその流れ、どのようにしていったらいいのかという流れとか、そういうことが、あんまり説明がなくて、ちょっと困っちゃったなというか。(パンフレット等の提供は)なかったですね。話だけですかね。」「(裁判の付添支援についての説明も)ないです。何もありません。だから、何をやる団体なのか分からないというか、本当に名前だけという気がしてしまったのは事実ですね。いいところと、いろいろ差があるみたいですけど。」(T6)

「その情報がないから何が要るんだか要らないんだかも分からないで連絡してるんで、その支援センターについても何か言われても、それが必要かどうかというのが分からない感じですかね。今にして思えば、..センターのそのある程度経験がある人に付いてきてもらえたら、例えば途中で、途中というかその裁判が始まる前に弁護士を付けたりする必要性とかに気付いたかもしれないですかね。」(T4)

✓ センターの専門的治療が(時期的にも)合わなかった

「(センターで受けた認知行動療法について)つらかったですね、つらかった。何か自分の小さいときからの人生の洗い直しみたいなイメージもあって、何か落ち込むこともありましたね。でもそれを通してちょっとは落ち着いてきたみたいなのところも、.....。(でも)それはない。..自分の中ではもうその当時は(心の中が)怒りにあふれてましたから。だからその怒りじゃないな.....、そのときは何かわけ分かんなかったな。(認知行動療法が)効いてたのかもしれないけど..」(T2)

【生活上の問題(育児)についての支援がなかった】

妻を亡くされ、幼い子どもが残った方の発言です。自ら動いて苦労された様子がよくわかります。幼

い遺児のためのサービスについて、自治体が検討する必要があります。

「1歳の息子と4歳の息子がいたんで、まずそれをどうすればいいかっていうところで駆け回りましたね。長男が行ってた幼稚園の隣にその併設の保育園があったんで、何とかそこに入れられればと思って市役所と理事長とかに交渉して、何とかねじ込んだ感じですかね。市役所のほうはそういうのできないって言われてたんですけど、その法人のほうに話を付けて何とかこう編入、待機とかそれもなしで次男も編入させてもらって、ただその送り迎えもできないので、幼稚園の園バスに無理やり乗せてもらったんですね、チャイルドシート付けさせてもらって。だから幼稚園バスに1人だけ、何だろう、1歳の子がというような幼稚園法人側に協力してもらいました。ただそれ、市役所のほうでそれがなかなか許可出なくて、もう何でもいいからって一筆書いて、何だ、事故、アクシデントが起きても責任は問いませんって市役所に出しましたね。」(T4)

【学校での不十分な対応】

遺族のなかには亡くなった子どもが通っていた学校の対応に関する発言がありました。

✓ 二次被害になり得る教師の不可解な行動

この方は、被害者の姉が事故の翌年新任の先生から、突然白い菊の花束を「弟さんに上げてね」と渡され、周りの児童の注目をあびてしまいショックを受けたことについて、「それが二次被害と呼ぶか分からないですけど」と、つぎのように語っています。

「…例えば、(その先生に)気持ちがあるんだったら、自宅を訪ねて、お線香上げてくださるとか、「お母さん、ちょっとお話聞きたいんですけど」っていうのが筋であって、私にはそれはパフォーマンスにしか見えなかった。自分のやってあげた感じが受け取れなかったんで、それに関しては娘に与えられた思いやりではないなというふうに実際問題、思ってますね。」(T9)

✓ 学校での同級生へのフォローやケアが必要。同級生も傷ついている

上記の方は、小学1年生の息子が亡くなって同級生が6年生となった卒業時に、いのちの授業(後述)で事故のことについて話をしました。そして、同級生の一人から手紙をもらいます。その手紙には息子とけんかばかりしていたが、謝る機会を逸してしまったことが書かれていて、同じように傷ついていたことを知ります。生徒が突然の事故等で命を落とした場合、学校は同級生に対してフォローするなどの対応が必要といえます。

「その子(同級生)はいつか謝ればいいや、毎日毎日謝って許してもらったら、またけんかしてって、そんな感じを彼なりに楽しんでたのに、謝ることもさせてもらえなかった。突然次の日には息子がいなくなっていて、謝れなかったって。それをずっと誰にも言えなかった。そうですよね。小学校1年生ですものね、お互いにね。言えなかったって。(中略)〇〇を嫌いでけんかしてたんじゃないんだって。大好きだからけんかしてたんだよってというようなお手紙を实际頂いた。その手紙を見たときに、「ああ、この子も被害者の1人なんじゃないかな。私たちが傷ついたのと同じように、息子の同級生もまた同じように傷ついてくれたんだな」って。それも小さな気持ちの中で、親にも打ち明けられなかった。そういうフォローを学校に求めているんだけど、やっぱり人数も人数なので、学校のほうも手が回

らなかったのかなというふうなことを思ったときに、これもまた二次被害ではないのかなというふうに感じました。」
(T9)

【周囲から二次被害を受けた】

二次被害については、被害当事者の方がどのようなときに、どう感じたかを直に聴き、防ぐためには何ができるかを考えることが肝要といえます。

✓ 近隣の人々の視線から疎外感を感じた

「(二次被害を感じたのは)近所の人から。近所が一番嫌だったかもしれない。誰にも会いたくないけれど仕方なくこそそと買い物に行くとか、スーパーで向こうから、ああ、顔を知ってる人が来たと思ったら、私が逃げるんじゃないの、向こうがみんな逃げていきましたから。」 「そうですね、とにかくおかawaiiそう可哀想にという哀れみの目で見られることと、こそそと私のことを噂し言ってるんだなということが分かるのは一番疎外感を感じますね。」(T3)

✓ 二次被害につながるような声かけがあった

「二次被害は周囲の環境ですかね。やっぱりそのね、みんなその分からない、経験したことがない中で、自分なりの心配するなりの声かけなんですがね。たいがいそこってみんな知らないところなんでね、早く元気出してねとか、元気とか、くよくよしてたら駄目だぞとかね、下手なやつ、四十九日泣いてたらおまえ浮かばれねえんだからなみたいなやつもありましたね、励ましてるんでしょけど。」(T4)

【当事者団体の広報周知のむずかしさ】

この方は、深い悲しみの最中にグリーフケアの情報を求めたときのことについて、つぎのように語っています。適切な情報が必要とする遺族のもとにきちんと届く体制を整備する必要があります。

「〇〇の会は2カ月に1回やったかな、あるんですけども、ほかのところはいつやってるのか、どこでやってるのかいうふうなのがよく分からなくて、インターネットで調べても、特になかったような気がしたんで、〇〇の会を選んだというよりも、〇〇の会しか分からへんというところがあったんです。…だから、やっぱり広報をやっていただいたらええなと思って。センターの方にも言うたんですけども、ラジオで、…一遍ACジャパンが、「犯罪被害者の方、困ってませんか。ここに電話してください」みたいな感じのコマーシャルをしばらく流してはったんやけれども、今また全然しなくなっているんで、ああいうふうなのをコンスタントにできたらいいかなと思ったりしたんですけども。」
(T8)